

令和 2 年度

苧田町健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

苧田町監査委員

3 苧 監 第 23 号

令和 3 年 8 月 11 日

苧田町長 遠 田 孝 一 様

苧田町監査委員 神 栄 一

同 白 石 学

令和 2 年度決算に基づく苧田町健全化判断比率

及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により
審査に付された令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定
の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について意見を付して提出する。

令和2年度苅田町健全化判断比率の審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和2年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類

第2 審査の期間

令和3年8月5日から令和3年8月10日

第3 審査の着眼点及び実施方法

審査に付された令和2年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に準拠し適正に算定されているか、算出過程に誤りはないか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とし、苅田町監査基準に従い審査した。

第4 審査の結果

審査に付された令和2年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

健全化判断比率は、下記のとおりである。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
比 率	2年度	—	9.4	36.7
	31年度	—	10.2	43.3
	対前年度増減	—	△ 0.8	△ 6.6
早期健全化基準	13.37	18.37	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字額がない場合は「—」を記載した。

①実質赤字比率について

令和2年度は前年度から引き続き実質収支が黒字であるため、実質赤字は発生していない。

②連結実質赤字比率について

令和2年度は前年度から引き続き連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字は発生していない。

③実質公債費比率について

令和2年度の実質公債費比率（3か年平均）は前年度から0.8ポイント低下し9.4%となった。要因は、主に地方債の元利償還金が減少したことによる。早期健全化基準25.0%と比較するとこれを下回っている。

④将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は6.6ポイント低下し36.7%となった。要因は、主に将来負担額が減少したことによる。早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。

令和2年度苅田町公営企業会計の資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和2年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率
- 2 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類

第2 審査の期間

令和3年8月5日から令和3年8月10日

第3 審査の着眼点及び方法

審査に付された令和2年度決算に係る苅田町公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、関係法令に準拠し、算定されているか、算出過程に誤りはないか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とし、苅田町監査基準に従って審査した。

第4 審査の結果

審査に付された令和2年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

公営企業会計における資金不足比率は、下記のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位：%)

事業会計の名称	比 率			経営健全化基準
	2年度	31年度	対前年度増減	
苅田町水道事業会計	—	—	—	20.0
苅田町下水道事業会計	—	—	—	
苅田臨空産業団地開発事業特別会計	—	—	—	

(注) 資金不足額がない場合は「—」を記載した。

①水道事業会計について

前年度に引き続き資金不足は発生していない。

②下水道事業会計について

前年度に引き続き資金不足は発生していない。

③苅田臨空産業団地開発事業特別会計について

前年度に引き続き資金不足は発生していない。